

「公共」では、1年間の学習における言わば「思考の枠組み」を習得する大項目A「公共の扉」がとても重要である。この大項目Aの学習の充実が、大項目B、Cの学習の充実につながり、生徒自身が実社会の諸課題に対して主体的に考えていくことにつながるからである。このため、年間を通して計画的に指導を積み重ねることが重要であり、ここでは特に、大項目のつながりに留意した年間指導計画と、選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理の理解を深める指導の工夫について紹介する。

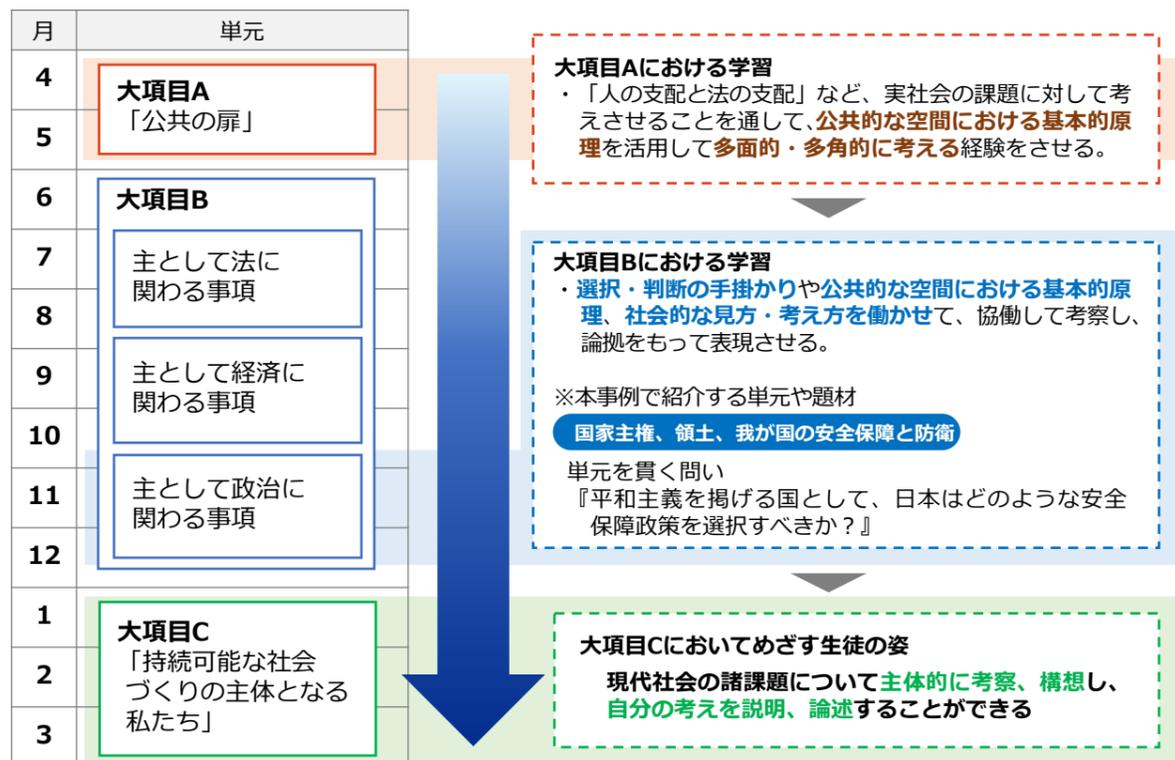
POINT 1 年間指導計画

大項目のつながりに留意した年間指導計画

現実社会の諸課題に対して生徒が主体的に考える姿を見据えた年間の指導

大項目Aで学習した選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理を、単元の最後に実際に身近なテーマを用いて活用させ、さらにその後の大項目Bで、法、政治及び経済などの社会的な見方・考え方を関連させて考察させることで、最終の大項目Cで、現代社会の諸課題について主体的に考察、構想し、自分の考えを説明、論述する姿につながっていく、年間指導計画を紹介する。

【年間指導計画における大項目のつながり】 ※主として政治に関わる事項におけるつながりで示す



実践者に聞く! エピソード紹介

大項目B、Cを見据えて「公共の扉」を開く

大項目A「公共の扉」は、扱う内容も多く知識を教えるだけになりがちですが、ここで重要なのは、「その後の学習につながる」ように、身近な題材を取り上げ、学習で得た知識を実際に活用する経験を積ませることで、学んだ知識の意味を理解し意義を実感できるようにすることです。大項目B、Cを見据えて、この学習に時間をかけるようにしています。

POINT 2 大項目AとBの接続

学習したことの価値を実感する活動を位置付け、その後の学習につなぐ

選択・判断の手掛かりとなる考え方を活用し自分たちの問題解決を考える『ルールメイキング』

大項目A「公共の扉」の単元の後半で、それまで学習した選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理の知識を活用する場面として、生徒の身近な問題について、自分たちなりにルールを考えさせる学習活動を取り入れることで、その後の学習における現実社会の諸課題に関わる具体的な主題に対して考える際にも、生徒が活用しやすくすることをねらった。

【大項目A「公共の扉」の概略】

15時間を配当。以下のように第1次～第5次までに10時間を配当し、題材を選定し、選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理について学習した。その後、第6次として5時間の『ルールメイキング』を配当し、身に付けた手掛かりを活用し、生徒自身が、自主的によりよい公共的な空間を作り出していくことをめざした活動を実際に行わせた。

	テーマ	題材	時数
第1次	人は協力できるか?	・囚人のジレンマ	1時間
第2次	選択・判断の手掛かりとなる考え方	・ハート・デブリン論争	3時間
第3次	哲学入門・自由について考えよう	・ソクラテス、JSミル、カント、ロールズ	2時間
第4次	法的な考え方とは?	・法の支配、法と道徳の境界	2時間
第5次	民主主義について考えよう	・民主主義、多数決の意義と公正な決め方	2時間
第6次	スマホルールを作ろう	・ルールメイキング	5時間

【第6次 スマホルールを作ろう】

テーマ	題材	時数
授業中のルールを決めよう	・授業中を例に、合理的な配慮が必要な可能性などについても考慮させて生徒の当たり前をゆさぶり、第2次・第3次の学習を活かして多面的な視点から必要な基準について考えさせる。	1時間
休憩時間及び登下校中のルールを決めよう	・その他の学校生活や校外にも視点を広げて考えさせる。 ・マナー(慣習)とルール(法)の違いについて提示し、自分と他者の判断基準の違いなどに着目させ、第4次の学習を活かしてルールに求められる機能を考えさせ、検討を深める。	3時間
クラスの提案を決めよう	・第2次の学習を活かして議論を深め、クラスで1つの提案を決める。第5次の学習を活かして投票方法についても検討させる。	1時間
学年のルールを決めよう	・投票し、各クラスの授業時間で結果を発表する。	時間外

実践者に聞く! エピソード紹介

「自分たち」のルールメイキングの経験が、その後の学習での選択・判断につながる

生徒たちのグループでの話し合いでは、功利主義や義務論を活用することで自分たちの直観的な判断から抜け出した議論をしたり、これまで学習してきた法と道徳についての理解をより深めたり、目的に合った決め方を検討したりするなど、大項目A「公共の扉」で学習した内容を総合的に活かしている姿が見られました。ここで生徒たち一人一人が、自分事として捉えた公共的空間における基本的原理や選択・判断の手掛かりとなる考え方は、この後の大項目B、Cでの活用・発揮につながっていくと考えています。

※次ページでは、この大項目Aの学習の後の、大項目Bの事例を紹介する。

単元計画

『平和主義を掲げる国として、日本はどのような安全保障政策を選択すべきか？』

■単元の目標

【知識及び技能】

国家主権、領土（領海、領空を含む。）、我が国の安全保障と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、国際平和は、国際法や憲法の下、意見や利害の対立状況を調整して合意を形成することなどを通して築かれるものであることについて理解する。

【思考力、判断力、表現力等】

国際政治の側面を関連させ、合意形成や社会参画を視野に入れながら、国際平和の実現に向けて、事実を基に協働して考察したり構想したりしたことを、論拠をもって表現する。

【学びに向かう力、人間性等】

よりよい国際社会の実現を視野に、国際社会における諸問題に対して主体的に追究・解決しようとする態度を養うとともに、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、各国が相互に主権を尊重し、協力し合うことの大切さについての自覚などを深める。

■単元計画

単元を貫く問いとして、『平和主義を掲げる国として、日本はどのような安全保障政策を選択すべきか？』を設定。単元の導入では、直観による選択・判断であった考えが、単元を通して国際政治の知識を獲得したり、グループで多面的・多角的に考察したりすることで、深まっていくようにする。

単元の最初に、単元を通して考えていくカギとなる事象について、直観的な自分の考えで議論をさせる。この段階で話し合わせることで、他の生徒の多様な考えにふれさせるとともに、自分の考えを自覚したり、自分事として問題を捉えたりできるようにする。

2時間目(②)以降、内容理解に入る。知識とともに、国際政治に関わる概念や理論などの社会的な見方・考え方を働かせるようにしていく。

領土を題材に、自分の判断の根拠があいまいだったことに気づかせる。2時間目(②)でまず、国際社会において政治的な判断をしていく際に大切な見方・考え方を捉えさせる。

戦争と社会との関わりを歴史的にひも解くことで、現在の様々な国家の未解決の問題について、国際平和の維持と安定のため、平和的な解決に向けて、広い視野に立って継続的に努力する態度が必要であることに気づかせる。

大項目Aで理解した選択・判断の手掛かりとなる考え方を活用して考えさせる。

時数	学習内容
5	●単元を貫く問いの提示 『平和主義を掲げる国として、日本はどのような安全保障政策を選択すべきか？』
	①平和主義を掲げる日本として、日本はどのような安全保障にすべきか？ ●日本の安全保障政策についてどうすべきか A 日米安保 B 独自防衛 C 非武装中立 ●日本の国際貢献の在り方は？ A 自衛隊を派遣するが武力は使用しない B 武力行使もありうる C 派遣しない（政治的・経済的協力のみ）
	②固有の領土、沖ノ鳥島 ●竹島、北方領土、尖閣諸島 ●主権国家体制、国内と国際社会の違い、拉致問題
	③国々を束ねる政府はあるのか？ ●上位の権力の存在しない国際社会における国際法 ●勢力均衡→集団安全保障、国際連合の意義と課題
	④正しい戦争はあるのだろうか？ ●戦争の歴史（無差別戦争観・戦時国際法の発展） ●戦争の違法化、国連憲章 ●「平和とは？戦争がなかったら平和なのか」 ●武力を用いた人道的介入の是非、PKOへの影響など
⑤平和主義を掲げる国として、日本はどのような安全保障政策を選択すべきか？ ●グループ討議 ●個人の考えを記述する	

本時の授業展開

領土を題材に国際法についての学習を行った。領土という現実社会の事柄や課題を基に、国際法や国際政治の視点から「意見や利害の対立状況を調整して合意を形成すること」の重要性について考えさせた。

■本時のねらい

- 国際社会では、それぞれの国の主張が関係国から認められることで成立しているということを理解し、互いの主権を尊重しながら合意形成に向けた継続的な努力が必要であることを捉える。

■本時の展開

(50分)

過程	学習内容	指導上の留意点
導入 15分	〇どこまでが日本だろう？ 「自分が、日本の領土・領海だと考えるところに色を塗ろう」 ●佐渡島や五島列島の本土側はかなり広い海域が、国連海洋法条約の「直線基線」に基づいて内水（領土）に準じて扱われている。	●小中学校での学習を想起させ、日本の領土・領海について確認する。 ●日本の領海について、日本が主張し、またそれが関係国から受容されていることで成り立っていることを確認する。
展開 ① 15分	●固有の領土、沖ノ鳥島 ●沖ノ鳥島の写真を提示し、「小さな島が広大なEEZを伴う」ことを確認する。 ●国連海洋法条約を示し、「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない『岩』は、排他的経済水域又は大陸棚を有さない(121条3項)」とされていることを提示し、他国から沖ノ鳥島は岩ではないかという主張があった場合どう答えれば良いか考えさせる。 「そもそも人が住んでいなければ島ではなく『岩』なのか？」 ●サンフランシスコ平和条約を示して国際的にも島であると認識されていることを確認する。 ●国連海洋法条約は『島』について「自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるもの」としている。	●小中学校での学習を想起させ、領土としての沖ノ鳥島の重要性を確認する。 ●多くの生徒は「人を住まわせれば良い」などと答えると予想される。 ●領土には無人島も多く含まれていることを想起させる。 ●「島か岩かを議論」するのではなく、島であると認識されてきたことが重要であることを確認する。
展開 ② 10分	〇国際社会において大切なことはなんだろうか？ ●国家間で主張が平行線をたどることは多いが、だからといって、例えば、力によって現状変更を行おうとするのは、大きな問題をはらんでいる。	●平和的な問題解決に向けて継続的に努力する態度が大切であることに気づかせる。
まとめ 10分	〇わかったこと・考えたこと ●国家間で未解決の諸問題についてどのように主張していくべきか、授業を通して考えたことを記述する。	●竹島や北方領土、尖閣諸島、拉致問題について、それぞれの特性をふまえて考えさせる。

上位の権力が存在しない国際社会では、国際法の強制力も国連などの機関の強制力も限定的であり、領土や領海は国際法などで明確に決められているのではなく、それぞれの国の判断で主張し、それが関係国との間で認められることで成立している、ということをおさえる。

国際社会において平和的な問題解決とは、単に相手の主張を受けられる（受け容れさせる）ことで実現するものではなく、相互に自国の利益を主張し合いつつも、相手国の主権も尊重しながら合意形成に向けて継続的に努力することが大切であることをおさえる。

国内の政治とは異なる国際社会固有の難しさをふまえて、国家間で未解決の諸問題について平和的な解決に必要なことは何か考えさせる。